

「無意味な延命治療、中断可能

尊厳死法で許容」（京郷新聞）

「尊厳ある死、患者が選択

2018年施行」（朝鮮日報）

韓国各紙は一斉に立法を歓迎する記事を掲載した。その熱気の醒めやらぬソウルに4月末、同法成立の「影の立役者」とされる人々を訪ね、法の説明をお願いした。

同法は、事前延命医療意向書と名付けたリビング・ウイル（LW）の作成・登録の方法を定めた。19歳以上の者が、延命医療の差し控え・中止と、ホスピス緩和医療の意思を表明することができる。

保健福祉省が書式を決めるLWは、同省が指定する登録機関が受け付け、登録・保管される。そのデータは上部組織の国立延命医療管理機関に集約され、各病院からの照会に利用される。

病院や非営利団体が指定されること

## アジアに広がる自己決定権

韓国で延命措置の差し控え・中止を認めたホスピス延命医療法が制定され、2月に公布された。「生命軽視」への懸念に配慮して適用条件を厳格化し、国民的合意にござつた。2年後に完全施行される。

登録機関では、LW作成の相談に乗り、医学的な説明も行い、「作成を支援する」役割もある。

LWのない患者が深刻な病態になつた場合にも、意思を示す機会が設けられた。それが延命医療計画書の作成だ。

と診断した場合、患者は医師に計画書の作成を「要請」できる。医師は、患者に病状や延命医療の中止などをについて説明し、そのうえで合意書の作成をして、医師と患者が署名する。

合意の難しい生命倫理の分野で、合意が導き出された意義は大きい。この法律は、韓国社会が受け入れられる最小限の基準となる。人生の最期を自ら決めるチャンスを提供するもので、『死』をフランクに議論できる社会が到来する

## 韓国も尊厳死を法制化

担当医と専門医1人が「数ヶ月以内に死が迫っている末期患者」

計画書には、もうひとつの狙いがある。韓国ではまだ不十分なホスピス緩和医療を、患者が希望すれば作成時点から始められること

ソウル大学医学部教授（法医学）  
イ・ウンソン

国家生命倫理審議会の特別委員長として3年前、法律の根幹となる「勧告」をまとめて、法案の方向性を決めた。



だ。がんだけだった対象を、エイズ、慢性閉塞性肺疾患、慢性肝硬変などに広げた。

延命医療の差し控え・中止が可能な時期は、前述した「末期」からではない。同法は、「症状が急激に悪化し、死が差し迫った『臨

厳しい条件を設けたため、不満もあるだろう。

しかし、これまでどのような延命医療の中止にも法律の保障はなかった。それが実現したからこそ、医療界もこの内容で納得してくれたと思う

保健福祉省生命倫理課長（当時）

チヨン・トンリヨン

法律は、7本あった議員提案を一本化して、ようやく成立した。その舞台裏で、合意形成を目指して反対論者らを説得し、根回しに奔走したとされる。医師資格をもつ。

終過程にある』状態（余命数週間を想定）を別に設定し、その段階に至らなければ認めないとした。

対象となる延命医療は、心肺蘇生術、血液透析、抗がん剤投与、人工呼吸器の装着に限定した。一方で、疼痛緩和医療と、人工的栄養・水分補給ならびに（器械を使わない、酸素マスクなどによる）酸素供給は、「中止してはならない」とした。栄養・水分補給には医療界が反対したが、生命倫理に関する社会的影響力をもつカトリック教会が「補給の中止は餓死させることになる。生命軽視につながる」と主張して盛り込まれた。

## 本人意思の推定 家族の判断を重視

本人意思の確認には、LWと延命医療計画書の他に、法律は2つの方法を挙げた。

患者が意思を表現できない場合、「家族2人以上の一致した陳述」があれば、それを患者の意思と見なす。つまり、「患者は、延命医療はいやだとよく話していた」とする家族の証言が有効となる。

ホスピスがしっかりと提供されるようになれば、この法律は韓国社会に定着する。

国と社会が、あたかも自分の家族をケアするような配慮と取り組みで、末期患者に接する文化を創りたい

ソウル大学医学部教授（家庭医学）

ユン・ヨンホ

国会議員に議員連盟の結成を働きかけ、国民運動「ホスピス国民本部」を立ち上げた。医師を志望したのは、中学1年の時に姉を胃がんで亡くした体験から。

## 「ホスピスの日」制定 終末期ケアを充実

10月の第2土曜日を「ホスピスの日」と定め、保健福祉相が総合計画を立案、推進することも定めている。

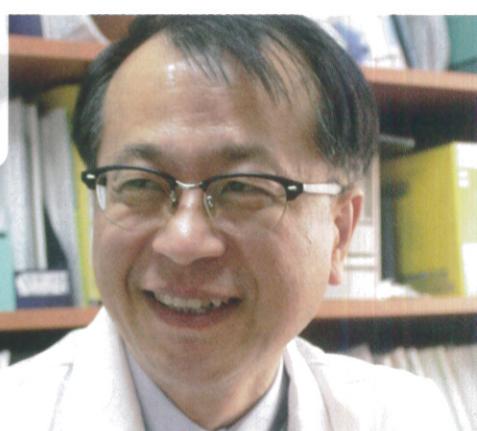
「誰もが合意できる法案をめざし、争点を外して、厳しい制限を設けた」同法は、そのため皮肉な結果も生んでいる。

そもそも立法化の大きなきっかけとなつたのは、セブランス病院事件と呼ばれた医療裁判だつた。

同病院に入院した「キムおばあさん」が持続的植物状態となり、

家族は「おばあさんは常々『延命医療はいや』と言っていた」と訴えて、医師に人工呼吸器を外すよう求めたが、同意を得られず、裁判を起こした事件だつた。

同法は、その名の通りホスピス緩和医療の充実を目指す「ホスピス法」と「尊厳死法」の要素を一本化した法律になつていて。ホスピスの充実なしに延命医療中止を認めることに反対するカトリック教会の主張を汲んだものだ。



全国的な関心が集まり、尊厳死が社会問題となつた。2009年に最高裁で、取り外しを認める「尊厳死判決」が確定し、法制化が政府の課題となつた。

この事件がなければ、今回の立法もなかつただろう。だが、できた法律に従えば、「キムおばあさ

ん」は人工呼吸器を外すことができない。持続的植物状態では、法律の言う「病状が急激に悪化し、死が差し迫った状態」という、「中止」条件に当てはまらないからだ。

立法の意義を認める医療界から、「残念な点もある」との声が聞かれるのも、このためだ。

立法の意義を認める医療界から、「残念な点もある」との声が聞かれるのも、このためだ。

液透析などを挙げ、それらを一括して「希望する」か「しない」か、選択するようになっている。

最後に、本人の署名欄と、医療代理人2人、作成立会人（証人）の署名欄を設けている。

して書式を決めてほしい」と言う。

## 電話相談1日40件 登録機関を目指す

# 韓国の「尊厳死協会」を訪問！

ソウル市内の小さなビルの3階

に事務所を置く事前医療意向書実

LWは作成者が保管し、コピーを医師に見せるよう勧めている。いつも所持できるよう、LWの保管場所を明記した名刺大のカードも無料配布している。

践会を訪ねると、「日本尊厳死協会のことは知っています」と、運営責任者のホン・ヤンヒ共同代表

活動は、政府の事業補助金と賛同する個人、団体からの会費で賄っている。LW作成者から会費や実費は徴収しない。

イ准教授によれば、90年代から「生と死を考える会」のような「ウエル・ダイイング」（善き死、美しい最期）を考える市民運動があつた。それが、セブランス病院事件を大きな転機に、社会に影響を及ぼす運動に発展していった。



「LWは『善く生きる』ためでもあります」とホンさん（左）／実践会事務所で

実践会は、事前医療意向書と名付けたリビング・ウイル（LW）を作成・発行し、LWの啓蒙普及活動をしている社団法人だ。設立は4年前で、現在、「実践会のLWを持つ人は約10万人」と言う。

A3サイズ1枚のLWを見せてもらった。「脳機能障害」「疾病の末期」「老衰死」の3つのケースごとに、延命医療を「希望する」「しない」を選ぶ。

延命医療として、強心剤、昇圧剤、心肺蘇生術、人工呼吸器、血



イ・イルハク准教授

実践会は、同法の登録機関に指定されるために準備中だ。「政府は、実績のある実践会のLWを参考に

話を聞いている間も頻繁に電話がかかってきた。LWを希望する人から1日平均40件の電話があり、「電話相談が活動の柱のひとつになっています」。

イ准教授によれば、90年代から「生と死を考える会」のような「ウエル・ダイイング」（善き死、美しい最期）を考える市民運動があつた。それが、セブランス病院事件を大きな転機に、社会に影響を及ぼす運動に発展していった。